

# 住宅防火情報

第1号

消防庁予防課

～ 住宅用火災警報器を設置しましょう ～

## 火災情報

### ○ 複数の死者が発生、住宅火災事案

#### ★住宅火災、5人が死亡（10月21日 福岡県豊前市）

10月21日午前5時30分頃、福岡県豊前市のプロパン販売業(69)方の1階から出火、木造2階建て住宅229㎡を全焼した。四世代が同居する10人家族の住宅で、焼け跡から妻、祖母、娘婿、孫2人の5人が死亡、孫1人が避難の時に負傷(火傷)した。妻は一旦避難したが、家族を助けに家に戻り死亡。2階で就寝していた娘夫婦と子供2人の内、娘は2階のベランダから車庫の屋根に飛び移り避難したが、ご主人や子供2人は逃げ遅れ死亡した。

今後も、住宅用火災警報器の普及啓発に努め、早期設置を促進している。

(京築広域圏消防本部)

#### ★住宅全焼、自力歩行困難者等親子3人が死亡（10月26日 宮崎県宮崎市）

10月26日20時20分頃、宮崎県宮崎市青葉町において木造瓦葺2階建て住宅から出火し、約250㎡を全焼、さらに隣接の木造瓦葺平屋建て住宅1棟を部分焼した。この火災で、火元住宅から2名の自力歩行困難者と1名の高齢者の3名の死亡が確認された。

なお、この住宅は、宮崎市消防局が実施している災害時要援護者登録制度には未登録であった。

この火災を契機として、死者が発生した住宅火災について住宅用火災警報器設置に関する検証を5事例実施したところ、火災を早期に気付き、付近住民による協力などにより死亡を回避できたであろうと推定された。

この結果を基に、報道機関へ情報提供し、住宅火災警報器の早期の設置普及を進めていく。(宮崎市消防局)

#### ★住宅全焼、3人が死亡（11月15日 奈良県高取町）

11月15日0時50分頃、奈良県高市郡高取町観覚寺814-1 M方から火災が発生し、2階建て住宅延べ約290㎡を全焼、Mとその妻Y、Mの母Kの3名が死亡した。なお、Yは火災発生後、救助のために再進入を試み亡くなられた悲惨な事案でありました。

本件は、住宅用火災警報器の未設置住宅であり、当消防本部においても、住宅用火災警報器の普及等の焼死防止対策に取り組んでいる中での悲劇でした。

(中和広域消防組合消防本部)

#### ★住宅1棟全焼、夫妻が死亡（11月16日 鹿児島県さつま町）

11月16日21時10分頃、さつま町柏原において、木造瓦葺一部2階建て延べ約350㎡の畜舎併用住宅、並びに、同敷地内に隣接する約20㎡の倉庫、計2棟を焼損する火災が発生し、さらにこの火災で住宅に居住していた70歳代の夫婦2名の尊い命を失った。

以降、消防本部では地域住民に対し、これまで以上の火気取扱いに対する注意喚起と共に、住宅用火災警報器の適正な早期設置を呼びかけている。

(さつま町消防本部)

#### ★住宅火災 2人死亡 (11月21日 群馬県高崎市)

11月21日(火)22時05分覚知、群馬県高崎市下中居町、木造2階建て住宅から出火。火元建物全焼、部分焼2棟。火元家人の男性(76歳)、女性(73歳)計2名が死亡。住宅用火災警報器の設置なし。(高崎市等広域消防局)

#### ★一家4人死亡火災 (11月18日 静岡県浜松市)

本火災については、平成18年11月18日(土)午前4時24分覚知、18日午前6時34分に鎮火した浜松市住吉一丁目で発生した火災である。この火災により火元建物、鉄骨造2階建てトタン葺き住宅延べ133㎡を全焼他、全焼1棟、半焼1棟、部分焼3棟、車両4台が焼損し、死者4名、負傷者2名いずれも火元で発生した火災である。(浜松市消防本部)

#### ★老父娘死亡火災 (11月28日 秋田県秋田市)

11月28日9時06分覚知。秋田市雄和椿川、木造・サイディング張り・鋼板葺き2階建て住宅延べ面積155㎡から出火し焼損面積約3㎡、家人の男性(76歳)と娘(52歳)の2名死亡。発見の状況及び死因から、2名とも就寝中に発生した火災により死亡。1名は避難行動を取っているが、co-Hbが比較的高濃度であることから火災の発生を認知するのが遅く、逃げ遅れにより死亡したものと推定される。もし、住宅用火災警報器が設置されていれば、早期に火災を感知し避難できたであろうと考えられる。焼損面積約3㎡とごくわずかでありながら2名もの死者が発生したことは非常に残念であり、今後さらに住宅用火災警報器の普及啓発と条例で定めた日(平成23年5月31日)以前の設置促進に努めていく。(秋田市消防本部)

---

### 奏功事例 (事例紹介)

---

8月-11月の間、消防庁に寄せられた住宅用火災警報器等の奏功事例(情報)

事例件数 16件

事例紹介

○21時50分頃、木造モルタル2階建瓦葺き 約68㎡の専用住宅から出火。火元家人である一人暮らしの60代女性(歩行困難)が1階で就寝中、住宅用火災警報器の警報音で目が覚め、自宅の加入電話にて119番通報した。通報後は自力で玄関まで移動し、隣接居住の家族の助けにより避難した。その後、家族が初期消火のためバケツで2回水をかけるが失敗し、全損した。(鹿児島県枕崎市)

○午前6時40分頃、木造瓦葺2階(一部平屋)建て住宅の1階居室から出火。家人は2階寝室で就寝中であったが、階段に設置していた住宅用火災警報器の鳴

動に気づき1階から屋外へ避難し命に別状なし。通報は、付近住民からで、住宅は全焼した。(兵庫県三田市)

○1世帯3人が居住する専用住宅から警報音がするのを隣人が気づいた。見ると家から煙が出ていたが、鍵が掛かっており中に入れなかったため119番通報した。現場到着した消防隊が鍵の掛かっていなかった開口部から進入し、鍋の空炊きを発見、こんろ火を消している。当該専用住宅に居住する主婦が布巾を煮沸消毒するためこんろ火を点けたが、火を消さないまま隣の病院に出掛けたもので事案発生時、留守宅であった。住宅用火災警報器は、9日前に設置したばかりであった。(鹿児島県鹿児島市)

○備え付けガステーブルとは別のガスコンロを窓際に置き、それに味噌汁の鍋をかけた。外からこんろの火が見えないように、窓に座布団を立てかけておいたが、その座布団が台所を離れている間にコンロ側に倒れ、着火した。台所に設置した住宅用火災警報器(煙式)が作動し、その音に気づき発見。水道水をかけて消火した。

(平成18年11月新築)(新潟県上越市)

○午後2時頃、1階台所で住人が鍋をガスコンロの火にかけ、その場を離れた。その後、鍋から煙が出て2階階段に設置されていた住宅用火災警報器(煙式)が鳴動した。隣人がその音を聞いて、駆け付けたら、煙が出ていたので119番通報した。鍋の焼焦げで火災には至っていない。なお、台所は熱式の住宅用火災警報器のため発報しなかった。(愛知県名古屋市)

## 悪質訪問販売等に関する事案(事案紹介)

8月-11月の間、消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案(情報)

事案件数 28件

事案紹介

○男性2人が来て、「住宅用火災警報器がありません。」「回覧が回っているはずだ。」と話し台所の壁に1個設置し、19,900円を請求した。契約書にサインし請求金額を支払った。契約書は市に提出すると言って持ち帰った。(島根県益田市)

○販売員1名が訪れ、「住宅用の警報器が設置義務になりました。その内、消防署で点検に来ますので、設置したほうがいいですよ。」と言われ、1個21,000円で計2個購入した(その後、クーリングオフ制度の活用により返品)。(福島県いわき市)

○60歳代女性(一人暮らし)宅に「市から来ました」と男性2人が訪問。今度住宅用火災警報器が義務になり取り付けますと言い、押し売りの的で怖くなり断ったが、ずかずかと入り台所に1個取り付けた。22,000円を請求され現金で支払うと、2週間くらいしてから領収書を送ると言って帰って行った。その後、怖くなり通報した。

(秋田県横手市)

○70歳後半の夫婦の家庭に本部の方から来た、と男性2人が訪問し、住宅用火災警報器の設置が義務になり、取り付けなければならないと言って、家の中にずかずかと入ってきた。お金がないと言って断ったが、毎月1500円ずつのローンでも良いと言われ、購入を勧められた。以前にも高額な消火器を買わされたことがあるので、

その場は断ったが、12月末頃にまた来ると言って帰った。その後、心配になり消防団員に相談した。(岩手県九戸郡)

○高齢者宅に男性3人が訪れ、「電気の安全で、漏電予防のため法律が改正され、警報器を設置しなければならなくなった。」と消防法令改正の印刷文を見せて説明している間に他の男たちが機器らしいものを取り付けた。そして、30万円を請求したが手持ちがないことを伝えると、12月7日に受け取りに来るから用意するように伝え、立ち去った。12月6日午後1時前頃、先の男から電話でお金の確認があり、数分後に受け取りに来たので支払った。取り付けられた機器は全く感知機能などなく、住宅用火災警報器等の類ではないもの、又残っていた工事終了証明書、領収書などに記載されている事業所名や電話には該当がなく、詐欺行為であることが判明したため、その旨を当事者に伝え、警察へ通報した。(兵庫県明石市)

★【ご注意を！～寄せられた情報からみる手口】

- ・法律で設置が義務になったので、早急に取り付けなければいけないと迫る。
- ・役場、消防署から来たと騙る。
- ・強引に家に入ろうとする。
- ・回覧板で回しており、地区の全戸に取り付けに回っているからと心理的に追い込む。

☆被害にあわないためには・・・

- ・消防職員は訪問販売はしません。
- ・自分の家にはどの箇所に設置する必要があるのかあらかじめ知っておく。
- ・承諾を得ず点検を始めるなど、「怪しい」と感じたらその場で断る。
- ・点検は個人で容易にでき、点検業者に依頼しなければできない作業ではありません。
- ・口車に乗せられて、即決・契約しないこと。
- ・事前に見積もりをとり、工事内容をよく確認すること。
- ・安すぎるのは、おかしいと疑うこと。
- ・罰金という言葉におびえて動揺しないこと。(罰則はありません)

☆不適正な訪問販売で購入、契約してしまったら・・・

- ・クーリング・オフ制度

契約（購入）から一定期間（住宅用火災警報器の訪問販売については8日間）の場合、クーリング・オフをすれば代金を支払わなくてもすむ、支払った場合の全額返還が行える制度。

【クーリング・オフ制度の活用】

※詳しくは、お住まいの地域の消費生活センターへお問い合わせ下さい。

(国民センターURL:<http://www.kokusen.go.jp/map/>)

---

## 行 事

○全国6カ所で住宅防火対策推進シンポジウムを開催

平成18年6月1日、改正消防法施行で住宅用火災警報器の設置義務化がスタートし、住民への普及啓発を図るため消防庁ほか、住宅防火対策推進シンポジウムを開催。

(開催日)	(場所)	(主催)
平成18年 6月 1日 (木)	ニッショーホール(東京都港区)	消防庁
平成18年 6月22日 (木)	吹田市文化会館(吹田市和泉町)	消防庁
平成18年10月17日 (火)	共済ホール(札幌市中央区)	札幌市消防局
平成18年10月27日 (金)	山口県総合保健会館(山口市吉敷)	山口県
平成18年11月 7日 (火)	サンスクエア堺(堺市堺区)	堺市高石市消防組合
平成18年11月15日 (水)	仙台市シルバーセンター(仙台市青葉区)	仙台市消防局
(開催予定)		
平成19年 1月16日 (火)	東区民文化センター(広島市東区)	広島市消防局

○各地で開催された住宅用火災警報器の普及関連行事 ((財) 日本防火協会より)

- ・平成18年度越谷市婦人防火クラブ防災研修会 (10月5日 (木) 越谷市)
- ・愛知県婦人消防クラブ連絡協議会・福井県婦人防火クラブ連絡協議会合同研修会 (10月12日 (木) 福井市)
- ・愛媛県婦人防火クラブ連絡協議会住宅用火災警報器関係研修会 (10月13日(金) 松山市)
- ・第1回幼年消防フェスティバル (10月15日 (日) 奥州市)
- ・幼年消防クラブ秩父地区大会 (10月20日 (金) 秩父市)
- ・平成18年度秋田県婦人防火研修会 (10月24日 (火) 秋田市)
- ・平成18年度登米市婦人防火クラブ研修会(10月25日 (水) 登米市)
- ・福知山市婦人防火クラブ防火研修会(10月28日 (土) 福知山市)
- ・婦人防火クラブ指導者研修会 (11月6日 (月) 札幌市)

### トピック

○スーパー等のレジで発行されるレシートの上部余白部分に、「薩摩川内市消防局からのお知らせ！火災から命を守るため、住宅用火災警報器を早めに設置しましょう。」という文言を市内大型店舗3店に協力依頼し、レシートに挿入させていただいております。同様の取り組みを、鹿児島市においても実施されています。家計を預かる立場の方は、しっかりレシートを確認することも多いようで、ひとりでも多くの市民に住宅用火災警報器等の早期設置を周知できることを願っています。(鹿児島県薩摩川内市消防局)

住宅防火対策推進の取り組みに関する情報をお寄せ下さい。

**【連絡・送付先】**

消防庁予防課予防係

TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533

E-mail [youbouka-y@soumu.go.jp](mailto:youbouka-y@soumu.go.jp)